

第1章

計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

一般廃棄物（ごみ）については、3R（リデュース・リユース・リサイクル）等により、できる限り排出を抑制することが重要ですが、循環的利用が行われないものについては、不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理・処分を確保することが必要となります。

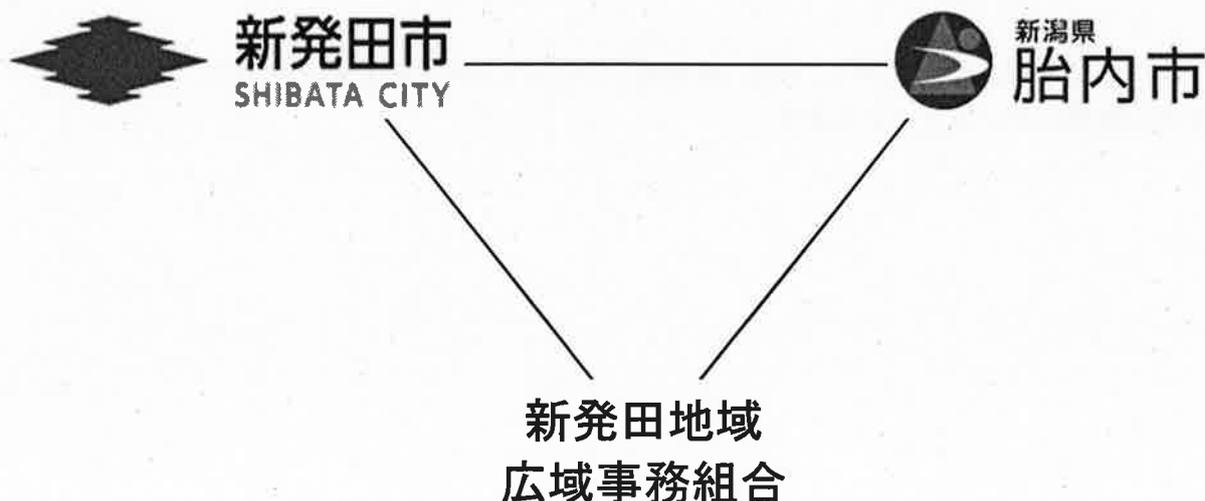
これまで、新発田市、胎内市及び新発田地域広域事務組合では、共同で平成19年度から「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの削減目標等を定め広域的な取組のもとでごみ袋の有料化や分別の推進により、ごみの削減に努めてきました。

しかし、取組が一定程度定着したなかで、ごみ削減対策における新たな施策が進んでいないことから、近年のごみ総排出量、再資源化量、処理量ともほぼ横ばいとなっています。

このため、更なるごみの減量化と再資源化を推進していく必要があり、市民、事業者、行政が取り組むべき事項を明記し、共同して廃棄物対策を推進できるよう「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

また、新潟県、新発田市及び胎内市の関連計画を踏まえて、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで3Rの活動を活発化させるとともに温室効果ガスの排出を少なくするような効率的な収集、処理体制の構築、環境への負荷をできる限り少なくするような地域の実情に応じた収集、処理体制を構築することを目指します。

※3R：リデュース（Reduce-ごみを減らす）、リユース（Reuse-再利用）、リサイクル（Recycle-再資源化）の頭文字



(2) 計画の概要

ア 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定・改訂するものです。

本計画の内容は、関係法令（循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の理念や各種制度・計画の内容を踏まえ、「新発田市環境基本計画」及び「胎内市環境基本計画」等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針として位置づけるものです。

イ 計画の概要

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

ウ 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、計画を前期（平成29～33年度）、後期（平成34～38年度）の2期に分け、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢を考慮して実情にあった見直しを行います。

エ 計画の推進体制

本計画に基づく各種施策は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、三者の共同のもとに推進していくこととします。

市民・NPO等の市民団体の役割

排出者としての責任（市民）

- ・一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化・適正処理に向けた取組に協力する。
- ・地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加する。

積極的な活動とつなぎ手としての役割（市民団体）

- ・ごみの減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざした3R活動を展開する。
- ・市民、事業者、市のつなぎ手としての役割を果たす。

事業者の役割

生産者としての責任

- ・生産、流通、販売等の段階で、商品やサービスがごみを出さない工夫をする。
- ・環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に積極的に取り組んでいく。

排出者としての責任

- ・自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚、責任をもち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進する。
- ・ごみ減量化・適正処理に向けた各種取組に協力する。

収集事業者としての役割

- ・資源化に向けた分別回収に努める。

市・広域事務組合の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- ・市民、事業者が参加できる取組（イベント等）を推進する。

安全で効率的なごみ処理体制の構築

- ・環境負荷の軽減を念頭に、安全で効率的な収集運搬、処理・処分体制の構築を推進する。
- ・地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進める。

各主体のコーディネーター

- ・市民、市民団体、事業者の取組のコーディネーターとしての役割を果たす。

廃棄物処理施設の運営管理

- ・適正にごみ処理ができるよう施設の維持管理に努める。

